

電気通信事業法施行規則の一部改正について

— 初期契約解除に伴う対価請求項目の追加について —

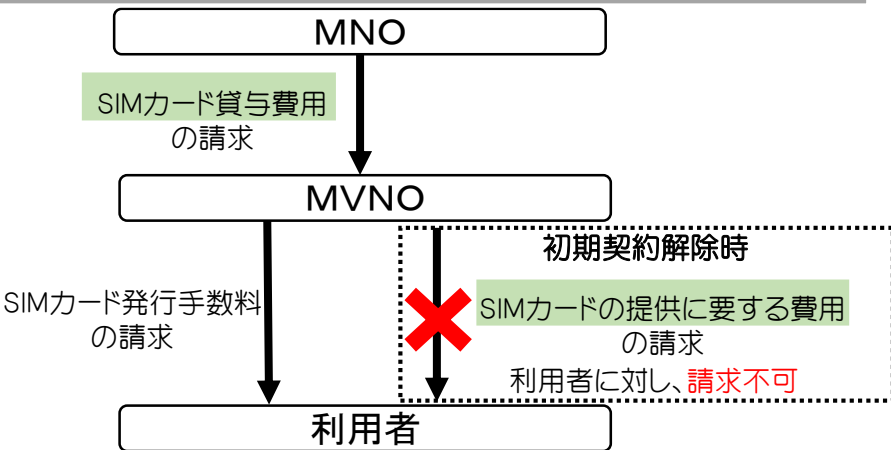
省 務 省
総 合 通 信 基 盤 局
消 費 者 行 政 第 一 課

改正の概要

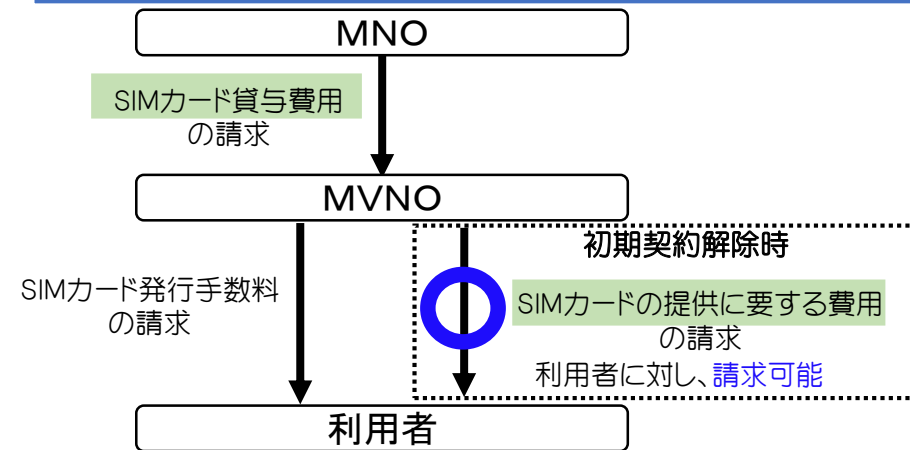
- MNO各社が、2016年度後半以降、SIMカードの貸与^(※)に係る費用について、SIMカード1枚当たりの単価に基づき請求する運用を開始したことを受け、主なMVNO各社では、順次、MNOからのSIMカード貸与費用の請求を踏まえ各社において設定した金額を「SIMカード発行手数料」として利用者に対し請求する運用を開始。
 - ※ 接続料の記載に基づき、SIMカードの「貸与」としているが、一度発行したSIMカードは、再度別の利用者に提供することができないため、MVNO事業者がMNOに対しSIMカードを返却しても「貸与」に係る費用は返還されない。
- 2018年10月にMVNOの音声通話付サービスが初期契約解除の対象役務として追加された後、2019年2月の「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第6回)」において、業界団体より、初期契約解除の際にMVNOが負担している「SIMカード発行手数料」を対価請求の項目に追加してほしいとの要望が示され、同会合における要改善・検討事項として、「SIMカード発行手数料」の取扱いについて総務省等において検討することが必要である旨が取りまとめられた。
- これを踏まえ、「SIMカード発行手数料」のうち、①MVNOが利用者への役務提供のために必ず要する費用であり、②接続料の一部として省令の基準に基づき算定され透明性・適正性が確保されているSIMカード貸与費用に相当するものと認められる金額については、「SIMカードの提供に要する費用」として初期契約解除に伴う対価請求の項目に追加することとし、所要の規定整備を行う。

※ 確認措置(総務大臣の認定を受けた役務について、電気通信事業者に一定の責任がある場合に端末等も含めて契約解除することができるとする初期契約解除の代替的制度)により契約解除した場合は、契約事務手数料、工事費用、番号ポータビリティに係る費用は請求できないこととなっているため、SIMカードの提供に要する費用についても同様とする。

< 現行 >



< 改正案 >

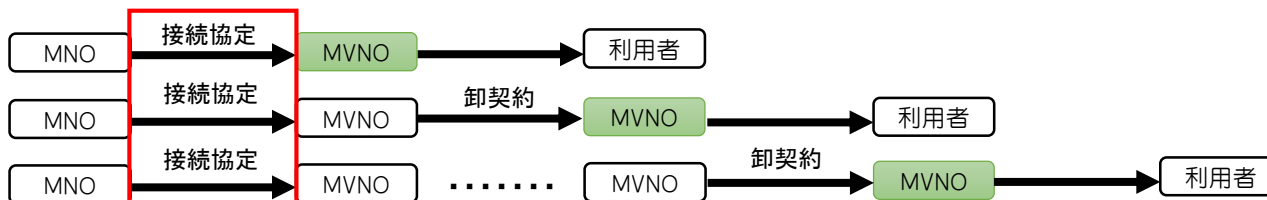


■: 接続料の一部として省令の基準に基づき算定される費用又はそれに相当するもの

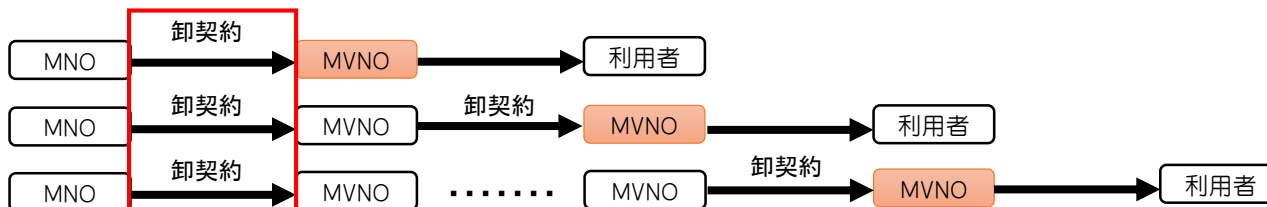
電気通信事業法施行規則の一部改正

初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額(事業者が利用者に対して請求可能な金額[上限額])として、以下を加える。
(第22条の2の9)

- 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービスであって、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次に掲げるものである場合にあつては、それぞれ次に定める額に相当する額(当該電気通信役務の提供に用いるSIMカードの提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額をいう。)(※1)
- 当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が**第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者**(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。)である場合には、**SIMカードの提供に係る接続料**(※2)



- 当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が**第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者**(当該電気通信事業者から当該卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。)である場合には、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される**卸電気通信役務に係るSIMカードの料金**



(※1) MVNOが通常の契約手続時に、SIM発行手数料として、接続協定又は卸契約に係るSIM貸与費用を下回る金額を設定していた場合等には、当該額を対価請求の上限額とすることとする。

(※2) 実際にMVNOに負担の発生する費用についてのみ利用者に対し請求できるよう、「第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項第3号に規定する部分に係る接続料に相当する額」とし、接続料の変動に柔軟に対応できるよう規定することとする。